

風営適正化法施行条例の改正に関するアンケートの結果等及び今後の対応

平成27年10月26日

担当課	警察本部生活安全企画課
担当者	西根
連絡先	0857-23-0110

1 アンケート結果を反映した事業の状況

平成27年6月に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、鳥取県の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について検討を行っています。

そこで、アンケート結果を参考にしながら同条例の改正について検討しました。

2 記述意見に対する対応方針

<設問> 自由意見欄について

意見	対応方針
<ul style="list-style-type: none">○ 利用者への規制(年齢及び時間)も運営事業者への規制も犯罪の抑止力として極力厳しくすべき。○ 風営法の規制を緩めることの必要性を感じない。○ 風俗営業所のような楽しめる場所も適度にあった方が良く、きちんと条例を定めてみんなが気持ちよく過ごせる方が良い。○ コンビニの24時間営業等、地域全体営業時間が延長のほうにある昨今、ゲームセンター、風俗営業もある程度緩和方向にあっても良いと思う。○ 規制を厳しくすれば、かえって逆効果になると思う。○ 子供が関係した事件や、凶悪な事件も増えてきている世の中なので、事件が少しでも減るように決まりを厳しくして大人も、子供も大切な命を守ることに繋げることができたらと思う。○ 遊ぶ場所は常に明るく清潔な環境で人の目につきやすい所であれば、悪いこともたまり場にもなりにくいと思う。○ 古い法律は、見直しを進めるべき。○ 風営法等は、きちんと条例で決めるべきだと思う。 等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例を改正するに当たり、県民の皆様からの色々な御意見を参考にさせていただき、条例案を作成しました。</p>